

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月26日	
山口県知事 様	
提出者	
住 所 広島県広島市南区段原南1-3-53	
氏 名 鹿島建設株式会社中国支店	
常務執行役員支店長 常岡 次郎	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 082-553-7900	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	鹿島建設株式会社中国支店
事業場の所在地	広島県広島市南区段原南1-3-53
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	売上高 令和6年度 664億円(中国支店)
③従業員数	294名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	(別紙1) 副産物の種類とリサイクル・処分方法一覧表 (別紙2) 副産物の分類と手続き一覧 上記に記載のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) (別紙3) 管理体制図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1記載のとおり	
	排 出 量	4, 218. 1 t	
	(これまでに実施した取組) ■ゼロエミッション活動の全現場展開 ・最終処分率、廃棄物総量原単位、混合廃棄物原単位の目標を定めて管理 ・現場毎に最適なゼロエミッションの活動を計画 ・混合廃棄物の分別強化 ・施工の合理化等による抑制の徹底 ①プレカット ②梱包の改善 ③施工計画見直しによる数量減 ④工法の見直しによる数量減 ⑤設計変更による発生数量減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1記載のとおり	
	排 出 量	4, 218. 1 t	
	(今後実施する予定の取組) 同上 主要資材(セメント、コンクリート、アスファルト、砕石、鋼材) での再生材利用率60%以上		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートがら、アスファルト・コンクリートがら、木くず、廃プラスチック等各現場にて種類ごとに分別。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後もこれまでと同様の取り組みを行う。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1記載のとおり	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	
	（これまでに実施した取組） 汚泥の再生利用にあたっては、土質検査により、重金属の基準を満たしていることを確認し、生活保全上支障が生じないよう品質の管理を行った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1記載のとおり	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	
	（今後実施する予定の取組） 汚泥の再生利用にあたっては、土質検査により、重金属の基準を満たしていることを確認し、生活保全上支障が生じないよう品質の管理を行う。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1記載のとおり	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	
	（これまでに実施した取組） 現在、実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1記載のとおり	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	
	（今後実施する予定の取組） 今後も実施する計画はない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1記載のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	
	（これまでに実施した取組） 現在、実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1記載のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	
	（今後実施する予定の取組） 今後も実施する計画はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1記載のとおり	
	全 処 理 委 託 量	4,218.1 t	
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	3,162.8 t	
	再生利用業者への処 理 委 託 量	4,047.7 t	
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0.0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0.0 t	
	（これまでに実施した取組）		
	・混合廃棄物、汚泥、廃石綿等、石綿含有産業廃棄物、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物については指定業者制度を取り、2年に1回の施設確認を実施している。 ・その他の廃棄物は定期的な施設確認。新規取引は、事前訪問による施設確認を実施している。 ・委託契約締結の際は、支店長による調印体制を取っており、指定業者の使用・許可の有無等チェックし、不適正業者への委託を防止している。 ・電子マニフェストを利用し処理の管理状況を向上させている。 ・廃棄物処理費の収運業者・処分業者への直接支払いにより、処理業者による不適正処理を防止している。 ・廃棄物収集運搬の再委託を全面的に禁止している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1記載のとおり	
	全 処 理 委 託 量	4,218.1 t	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	3,162.8 t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	4,047.7 t	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.0 t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.0 t	
	(今後実施する予定の取組) ・処理委託施設の定期的な視察実施、二次処理先、再生委託先の把握、及び最終処分先の確認 (継続実施) ・特定建設資材のリサイクル率100%施設の確保(継続実施) ・リサイクル率の向上を目標とした広域認定制度の積極的活用 (廃石膏ボード・消火器・ポリペール缶他)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙1)副産物の種類とリサイクル・処分方法一覧表

- ・再使用をまず検討し、次に再資源化、最後の手段として処分を考える。
- ・この表は主として新築工事から発生する副産物を対象としている。

【凡例】手続欄の「A」～「F」:「副産物の分類と手続き」一覧参照

「※」:現場内でも取り組める手段

「R1」:資源有効利用促進法の指定副産物

「R2」:建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物

			計画優先順位 高 → 低					
区分	種 類	内 容	再 使 用	手続	再 資 源 化	手続	処 分	手続
現場内発生副産物	発生土R1	砂・砂利 掘削土 地盤改良土	埋戻し土※ 造成材	E F	改質 ・造成材※			
	汚泥	杭・SMW泥水 シールド汚泥 泥状の掘削土 粉末状のセメント ベントナイト泥水	埋戻し材※ (自ら利用)	F	再生 ・流動化土※ ・焼成砂 ・セメント原燃料 ・ベントナイト泥水	A E F	脱水 ・天日乾燥 ※	A
	コンクリート がらR2	はつりがら・残コン 固化したセメント			破碎 ・再生砕石※	A E F		
	アスファルト・ コンクリート がらR2	アスファルト舗装の解体が ら CBくず	路上再生工法 がら		破碎 ・再生アスコン※	A		
	木くず R2	型枠材 足場材・バタ角 解体木くず 梱包材 パーティクルボード 伐採材、抜根材	型枠再使用※ (転用)	D	破碎 ・製紙用チップ ・ボード用チップ ・燃料用チップ ・たい肥用チップ※	A A F	焼却	A
	金属くず (スクラップ)	鉄骨鉄筋くず 金属加工くず 金属型枠 ファスナー金物類 番線・LGS・パイプ ダクト雑材 スチールサッシ ダンパ・配管くず類 電線類			再生 ・電炉鋼 ・再生銅	B B		
	ガラスくず タイルくず	石膏ボード 岩綿吸音板・ALC ロックウール保温材 グラスウール保温材 耐火被覆くず (ロックウール吹付) ケイカル板くず れんが・石類 衛生陶器類、タイル			再生 ・土壌改良材 メーカーリサイクル	A C	破碎	A
			再吹付け※	F			圧縮※1	A
					メーカーリサイクル	C	破碎	A

			計画優先順位					
			高 → 低					
区分	種 類	具 体 的 内 容	再 使 用	手 続	再 資 源 化	手 続	処 分	手 続
現場内発生副産物	廃プラスチック類	養生シート・梱包ビニール 養生残材 電線被覆くず 樹脂製梱包材(シート・バント・袋類)			・RPF ・セメント原燃料 ・高炉還元材 ・ペレット化	A	破碎 圧縮 溶融	A
		発泡ウレタン			・軽量骨材 ・セメント原燃料 ・高炉還元材	A	破碎 溶融	A
		プレート類 タイルカーペット 長尺シート・Pタイル廃材			・セメント原燃料 ・高炉還元材	A	破碎 溶融 溶融※1 破碎	A
		塩ビ管			再生	B		
		塩ビ床シート			メーカーリサイクル	C		
		発泡スチロール 発泡ポリスチレン			再生 ・セメント原燃料	A		
		段ボール	養生・梱包材※		再生 ・再生段ボール	B	焼却	A
	紙くず	マスキングテープ類 紙クロス・紙袋・梱包紙類 ボイド			・RPF ・セメント原燃料	A	焼却	A
	繊維くず	水系類 布テープ類 布クロス ウエス類			・セメント原燃料	A	焼却	A
	混合廃棄物	コンクリートがら～繊維くずの分別困難なもの					選別	A
事務所 詰所ない発生副産物	廃油 有機溶剤	塗料・シンナー類 プライマー・防水材 配管切削油 油含みウエス 重機の潤滑油・軽油 接着剤・フスファルト類			再生 ・再生油	A	焼却 油水分離	A
	金属くず (スクラップ)	飲料缶			再生 ・再生アルミ ・棒鋼・ブリキ	B		
	廃プラスチック類	ペットボトル			再生		圧縮	
		弁当ガラ					破碎	
	紙くず	不要書類・コピー類 梱包紙 新聞紙・雑誌類	裏面使用※		再生 ・コピー紙 ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー	B	清掃工場にて 焼却	
	段ボール	梱包材	梱包材※		再生 ・再生段ボール	B	清掃工場にて 焼却	
	その他ゴミ	生ゴミ 家具・備品類 タバコの吸いがら					清掃工場にて 焼却	

(別紙2)副産物の分類と手続き一覧

手続き タイプ	建設副産物 処理方法	品目(例)	分 類	運搬業者	搬入先	必 要 手 続 き
A	廃棄物処理(再生 含む)委託	・汚泥 ・コンクリートがら ・木くず ・混合廃棄物	産業廃棄物	収集運搬業 許可業者	処分業許可 業者	・建設廃棄物処理委託契約 書 ・建設系廃棄物マニフェス ト
		・廃石綿 ・揮発油	特別管理産業廃棄物	特管収集運 搬業許可業 者	特管処分業許 可業者	
B	専ら物*の取引 又は 有価売却	・スクラップ ・電線 ・段ボール	有価物 (運賃を含めて無償又は 有価であれば可)	再生専門業 者	再生専門業者	・リサイクル伝票／受取伝 票 ・覚書
				収運許可業 者	再生専門業者	・収運許可業者とは委託 契約書・マニフェスト
C	環境大臣指定に基 づくリサイクル	・石膏ボード ・ALC ・グラスウール ・シーリング容器	産業廃棄物	再生運搬業 者 収運許可業 者	再生指定業者 再生指定業者	メーカーごとに異なるので 確認すること (収運許可業者による運搬 の場合は処理委託契約の 要)
D	協力業者持ち帰り による再使用	・型枠材	資材 (注)型枠材・梱包材等 を処分目的で持ち帰 せることは不可	協力会社 協力会社	協力会社 メーカー	確実にリサイクルされるこ とを確認した上、 ・資材再使用等に関する覚 書 ・リサイクル伝票
E	他現場利用	・ベントナイト泥 ・再生砕石 ・土砂 ・備品	資材 資材	収運許可業 者	現場 又は 他社現場	・現場の場合、発生・利用 両現場で「環境管理計画 書」に記載 ・他社現場の場合、覚書 を締結・リサイクル伝票
F	現場内利用	・再生砕石 ・汚泥	資材	—	—	・「環境管理計画書」に記載 ・(汚泥を自ら利用する場 合)利用計画書(9-6頁)

(参考) *専ら (もっぱら) 物

古紙、くず鉄(古銅等を含む)、空き瓶、古繊維の4品目が該当する。

廃棄物処理法では、法14条第1項ただし書きによる「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物(以下、専ら(もっぱら)物と呼ぶ)のみの収集又は運搬を業として行う者」と、法14条4項ただし書きによる「専ら物のみの処分を業として行う者」の二者は、廃棄物処理法における業許可は不要とされている。

ただし、当社の運用では「専ら物」の処理を委託する場合は事前に覚書を交わし、搬出の都度リサイクル伝票を発行する(受取伝票の受領でも可)

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和7年度計画)

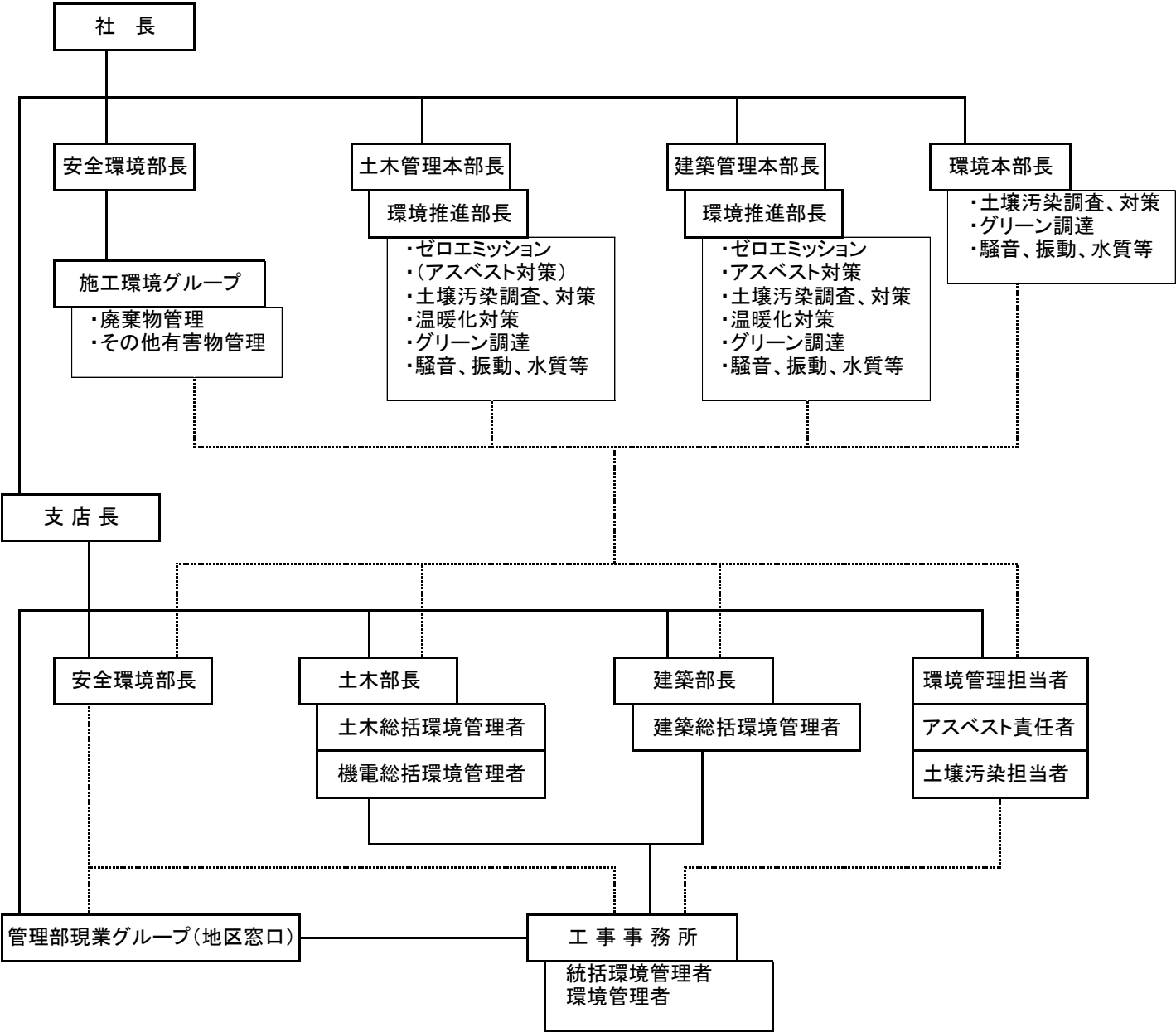
別紙2ー1

多量排出事業者 名 称	鹿島建設株式会社中国支店	所在地(市町名)	広島市	事業の種類	総合工事業
-------------	--------------	----------	-----	-------	-------

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥	623	623									623	623	622	622	623	623				
	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ	6	6									6	6	6	6	6	6				
	廃プラスチック類	131	131									131	131	28	28	123	123				
	紙くず	9	9									9	9	5	5	9	9				
	木くず	349	349									349	349	197	197	349	349				
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	18	18									18	18	16	16	3	3				
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	214	214									214	214	84	84	214	214				
	鋳さい																				
	がれき類	2,798	2,798									2,798	2,798	2,181	2,181	2,651	2,651				
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物	71	71									71	71	25	25	71	71				
	計 (A)	4,218	4,218	0	0	0	0	0	0	0	0	4,218	4,218	3,163	3,163	4,048	4,048	0	0	0	0

(別紙3) 管理体制図



教育訓練の実施状況

- ・環境実務担当者会議(全社)
- ・安全衛生環境委員会(支店)
- ・全社統一冊子『環境管理の手引』配付
- ・工事事務所所長会議等での指示・伝達
- ・本社集合研修での教育

—— 組織上の体制
----- その他の伝達事項